

白井市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、白井市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者又はその関係者から再び危害を加えられることをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、理解又は配慮に欠ける言動、周囲の人々のうわさ若しくは中傷又はマスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける、経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する被害をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している者又は市内において活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動行う者又は団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (7) 関係機関等 国、警察、千葉県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等の負担について適切に配慮された、利用しやすいものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、再被害及び二次的被害を生じさせたりすることのないよう、その犯罪等の種類や性質に鑑み、犯罪被害者等のプライバシーや心理状態に特段の配慮をするなど、適切に行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことに関する関心及び理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、二次的被害を生じさせたりすることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれて

いる状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、二次的被害を生じさせたりすることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（安全の確保）

第8条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等の被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、宿泊施設を利用する場合における宿泊費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

（見舞金の支給）

第9条 市は、犯罪被害者等を見舞うため、犯罪被害者等のうち市長が必要と認める者に対し、見舞金を支給するものとする。

（経済的負担の軽減）

第10条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち市長が必要と認める者に対し支援金の支給その他必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第11条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者

等のうち市長が必要と認める者に対し住居の復旧に要する費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

（訴訟手続についての支援）

第 1 2 条 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等のうち市長が必要と認める者に対して、当該請求権の消滅時効を中断させるための再度の民事訴訟の提起の手続を行うために必要な費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

（執行手続についての支援）

第 1 3 条 市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等のうち市長が必要と認める者に対して、当該債務名義に基づく財産開示手続（民事執行法（昭和 5 4 年法律第 4 号）第 1 9 6 条に規定する財産開示手続をいう。）及び第三者からの情報取得手続（同法第 2 0 4 条に規定する第三者からの情報取得手続をいう。）を行うために必要な費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解促進）

第 1 4 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等の権利の重要性等について、広報及び啓発を行い、市民等及び事業者の理解の促進に努めるものとする。

（民間支援団体等への支援）

第 1 5 条 市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

（意見の聴取）

第 1 6 条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴くものとする。

（委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。